

**第二期地方分権改革【指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準】
に関するパブリックコメントについて**

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成24年8月1日（水）～8月31日（金）
- (2) 意見の応募者数・件数 1名（ 1件）
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数	1					1

2 意見の概要と市の考え方

① 施設長の資格について（1件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	指定介護老人福祉施設の施設長は，社会福祉士の資格を必須とすべき。	<p>指定介護老人福祉施設は，老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置認可も受けており，その基準の要件の1つとして，「社会福祉士」や「厚生労働大臣指定の養成機関の講習修了者」など，一定の要件を満たす者を施設長とすることが定められております。</p> <p>これまでもこの基準に基づき適切に運営されておりますことから，指定介護老人福祉施設におきましては，社会福祉士の資格を必須とする規定は盛り込まないこととします。</p>